

2. 過年度の大学入試センター試験成績

過年度の大学入試センター試験の成績は、利用しません。

3. 複数受験について

(1) 国立大学・学部への出願

志願者は、一般入試においては、「前期日程」、「後期日程」からそれぞれ1つの計2つの大学・学部に出願することができます。

※公立大学においては、協会ホームページ (<http://www.kodaikyo.org/>) 参照

(2) 学内併願

本学では、前期・後期の学内併願を各学部ともに認めます。ただし、特別入試については、同一日程の特別入試を併せて受験することはできません。

4. 出願資格

(1) 一般入試については、次の①から⑩のいずれかに該当し、本学が指定する令和2年度大学入試センター試験の教科・科目を受験した者とします。

① 高等学校を卒業した者又は2020年3月31日までに卒業見込みの者

② 中等教育学校を卒業した者又は2020年3月31日までに卒業見込みの者

③ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は2020年3月31日までに修了見込みの者

④ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者若しくは2020年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は2020年3月31日までに修了見込みの者

⑥ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は2020年3月31日までに修了見込みの者

⑦ 文部科学大臣の指定した者

⑧ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は合格見込みの者で、2020年3月31日までに18歳に達する者

⑨ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により本学以外の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

⑩ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2020年3月31日までに18歳に達する者

※上記⑨又は⑩によって本学の出願資格を得ようとする者は、「9. 入学資格審査について」(73ページ)を参照してください。

(2) アドミッション・オフィス（AO）入試については、別に定める出願資格及び出願要件（41ページ）とし、大学入試センター試験は課しません。

(3) 推薦入試については、次の①から③のいずれかに該当する者とし、大学入試センター試験は課しません。なお、出願要件（42～58ページ）は別に定めます。

① 2020年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者（2019年度中に卒業した者又は卒業見込みの者を含む。）

② 通常の課程による12年の学校教育を2020年3月31日までに修了見込みの者（2019年度中に修了した者又は修了見込みの者を含む。）

③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を2019年度中に修了又は修了見込みの者

(4) 帰国生、社会人及び私費外国人留学生入試については、別に定める出願要件（59～72ページ）とし、大学入試センター試験は課しません。